

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

株式会社オウチーノ
取締役 菅間 淳

実務対応報告公開草案第52号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」に関するコメントの件

質問1記載の考え方及びご提案、質問2～4記載の取扱いに関するご提案につき、同意致しません。

理由:

- 発行会社の観点からは、有償新株予約権の発行は、あくまでも公正価値での対価の払込みを前提とした金融商品の発行として位置付けており、取得対象者が発行会社の従業員等であったとしても、通常の従業員等への報酬とは目的も手続きも異なる性格であると考えます。
- 取得者の観点からは、有償新株予約権の取得につき、支払い対価の回収不可能性も考慮に入れて投資判断しており、勤務条件が付されていない場合はもとより、権利条件付き有償新株予約権として従業員等が取得する場合であっても、必ずしも発行会社からの報酬として認識しているとは言えないと考えます。

以上